

鳥取県教育委員会告示第6号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定をした指定技能教育施設の名称
学校法人 i s m若葉学習会専修学校
- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング

- 3 指定年月日
平成25年4月1日